

2013年9月11日 全14頁

# 法律・制度 Monthly Review 2013.8

## 法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員  
是枝 俊悟

### [要約]

- 2013年8月の法律・制度に関する主な出来事と、8月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 8月は、金融庁がIFRSの任意適用要件の緩和等の案を公表したこと（26日）、消費税率引上げに関する「点検会合」が開かれたこと（26日～31日）、各省庁が税制改正要望をとりまとめたこと（30日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

### 《 目 次 》

○8月の法律・制度レポート一覧	2
○8月の法律・制度に関する主な出来事	2
○今月のトピック	
消費税増税等の家計への影響試算	4
○レポート要約集	11
○8月の新聞・雑誌記事・TV等	14
○8月の大和総研ウェブサイトコラム	14

## ◇8月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	枚数
1日	消費税増税等の家計への影響試算 ～2011年から2016年までの家計の 実質可処分所得の推移を試算～	是枝 俊悟	税制	P. 11
5日	日本取引所・日経、新指数骨子公表 ～秋に算出要領公表、年内算出開始～	吉井 一洋	金融商品 取引法	P. 5
7日	法律・制度 Monthly Review 2013.7 ～法律・制度の新しい動き～	是枝 俊悟	その他法律	P. 8
8日	純粹持株会社等における インサイダー軽微基準の見直し案	横山 淳	金融商品 取引法	P. 14
20日	価格指定、容認？ ～独占禁止法と「消費インテリジェンスに関する 懇談会報告書」～	堀内 勇世	その他法律	P. 9
21日	公開買付け等事実の公表措置の見直し案 ～インサイダー取引規制の見直しに関連して～	横山 淳	金融商品 取引法	P. 7
	利付債の経過利子の計算方法の改正 ～利払日が平成28年1月1日以後となる 経過利子から順次改正～	是枝 俊悟	税制	P. 3
23日	パーゼル委、レバレッジ比率の厳格化へ ～【市中協議文書】レポ市場の流動性に 重大な悪影響か？～	鈴木 利光	金融制度	P. 12

## ◇8月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
2日	◇金融庁、「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針」等を公表し、同日適用。
6日	◇金融庁が設置した「日本版スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会」の第1回会合、開催。
8日	◇金融庁、「金融商品取引法施行令第二条の十二の三第四号ロに規定する外国の金融商品取引所を指定する件の一部を改正する件（案）」を公表。有価証券の売出しの際、当該取引所に上場されていれば届出を要しない「指定外国金融商品取引所」に5取引所を追加する案（9月9日まで意見募集）。
9日	◇金融庁、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を一部改正し、同日適用。通貨関連店頭デリバティブ取引等におけるスリッページの取扱い等についての監督上の留意点の追加。 ◇東証、有価証券上場規程等を一部改正し、同日施行。虚偽記載または不適正意見等に起因する上場廃止基準の取扱いの明確化等。

12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇金融安定理事会 (FSB)、市中協議文書「ノンバンクへの適用に関する付属文書」・「処理のための情報共有に関する付属文書」を公表 (10月15日まで意見募集)。</li> <li>◇国際決済銀行・支払決済システム委員会 (BIS/CPSS) と IOSCO 代表理事会、市中協議報告書「金融市場インフラの再建」を公表 (10月11日まで意見募集)。</li> <li>◇BIS/CPSS・IOSCO 代表理事会、最終報告書「取引情報蓄積機関が保有するデータへの当局のアクセス」を公表。</li> <li>◇BIS/CPSS・IOSCO 代表理事会は、報告書「『金融市場インフラのための原則』の実施状況に関するモニタリング (レベル1 評価報告書)」を公表。</li> </ul>
15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ジョイント・フォーラム、市中協議文書「長寿リスク移転市場：市場構造、成長の推進力・障害及び潜在的リスクについて」・「保険・銀行・証券業界における販売時の情報開示」を公表 (10月18日まで意見募集)。</li> </ul>
19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇日証協、「NISA (少額投資非課税制度) に関する Q&amp;A」を改訂し公表。</li> </ul>
20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ジョイント・フォーラム、報告書「モーゲージ保険：市場構造、引受サイクル、政策上のインプリケーション」を公表。</li> </ul>
21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇FSB、「銀行のリスク開示の強化」の導入状況に関する第2次報告書を公表。</li> </ul>
23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇経産省、「企業報告ラボプログレス・レポート (2012年7月～2013年6月)」を公表。企業と投資家の相互理解促進のための検討等。</li> </ul>
26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇金融商品取引法施行令の一部を改正する政令等が公布 (11月5日施行)。有価証券の空売りに係る規制の見直し等。</li> <li>◇金融庁、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令 (案)」等を公表。IFRS の任意適用要件の緩和等の案 (9月25日まで意見募集)。</li> <li>◇経済財政諮問会議において「今後の経済財政動向等についての集中点検会合」が開催される (8月31日まで)。消費税率引上げに係る経済状況等の意見聴取。</li> <li>◇FSB、「健全な報酬慣行と実施基準に関する原則」の第2次報告書を公表。</li> </ul>
27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇金融庁、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」を一部改正し、同日適用。NISA を利用する取引の勧誘に関する監督上の留意点の追加。</li> <li>◇バーゼル委、「バーゼルⅢ規制改革の実施状況モニタリングに関する G20 首脳向け報告書」を公表。</li> </ul>
28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇FSB、市中協議文書「『金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性』の評価手法」を公表 (10月31日まで意見募集)。</li> </ul>
29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇FSB、「シャドーバンキングの監視及び規制の強化」に関する政策提言を公表。</li> </ul>
30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇金融庁、平成24年金融商品取引法等改正 (1年以内施行) 等に係る政令・内閣府令を公表 (9月4日公布、9月6日施行)。インサイダー取引規制の見直し等。</li> <li>◇各省庁、平成26年度概算予算要求書・平成26年度税制改正要望をとりまとめる。</li> </ul>

## ◇今月のトピック

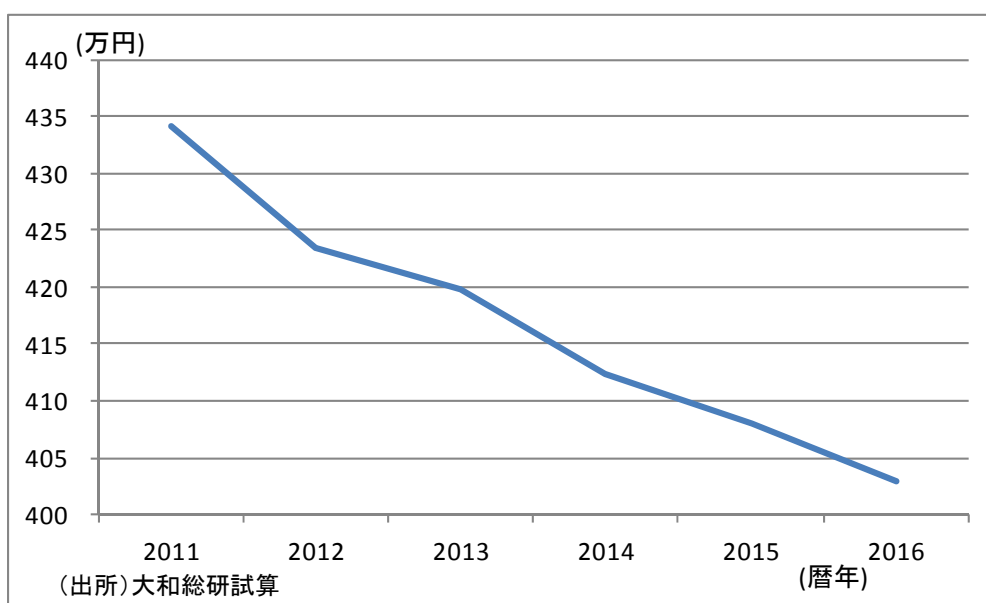
## 消費増税等の家計への影響試算

2013年8月1日 是枝 俊悟

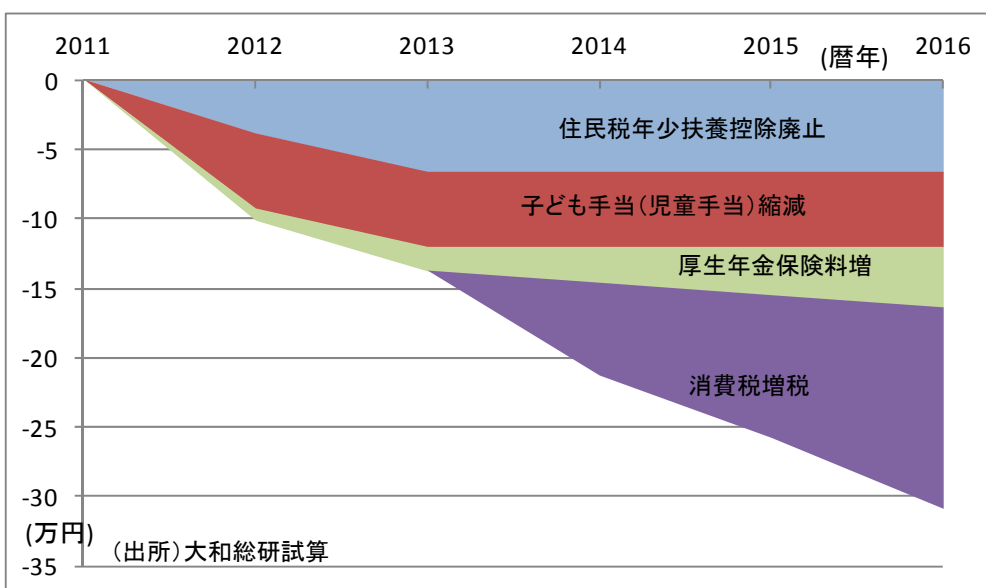
[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130801\\_007494.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130801_007494.html)

※図表番号は、引用元の図表番号に対応している。図表 1-A～6-B は賃金変動なし・物価変動は消費税の影響分のみを前提とした。図表 7 は賃金変動あり・物価変動は消費税の影響分を含めた大和総研予測値を前提とした。前提の詳細はレポート本文参照。

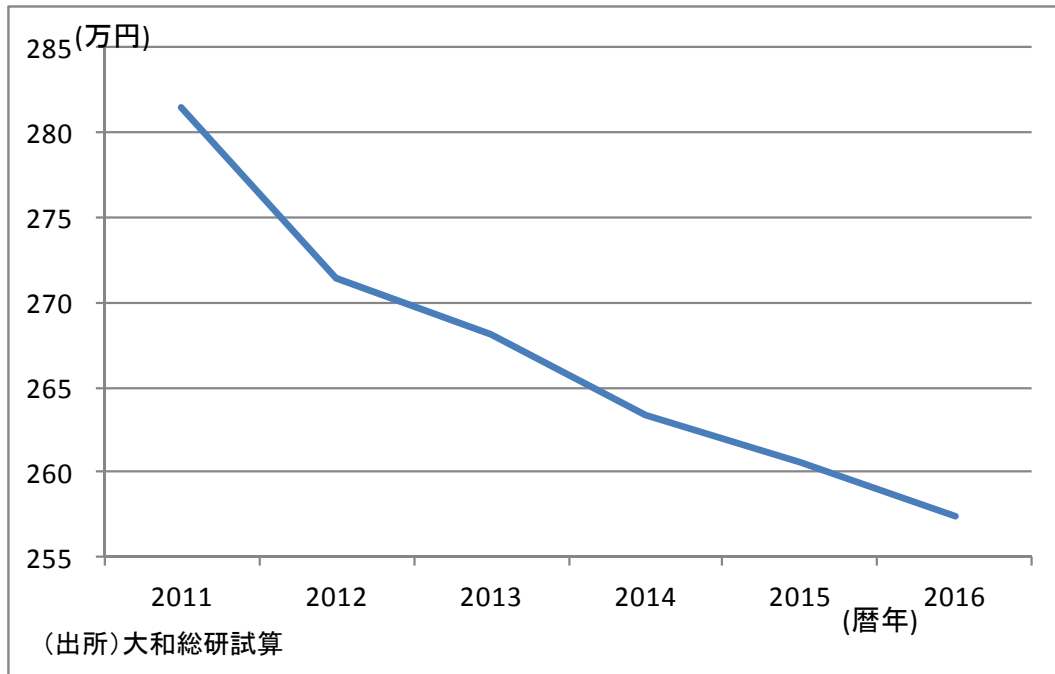
図表 1-A 年収 500 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の試算



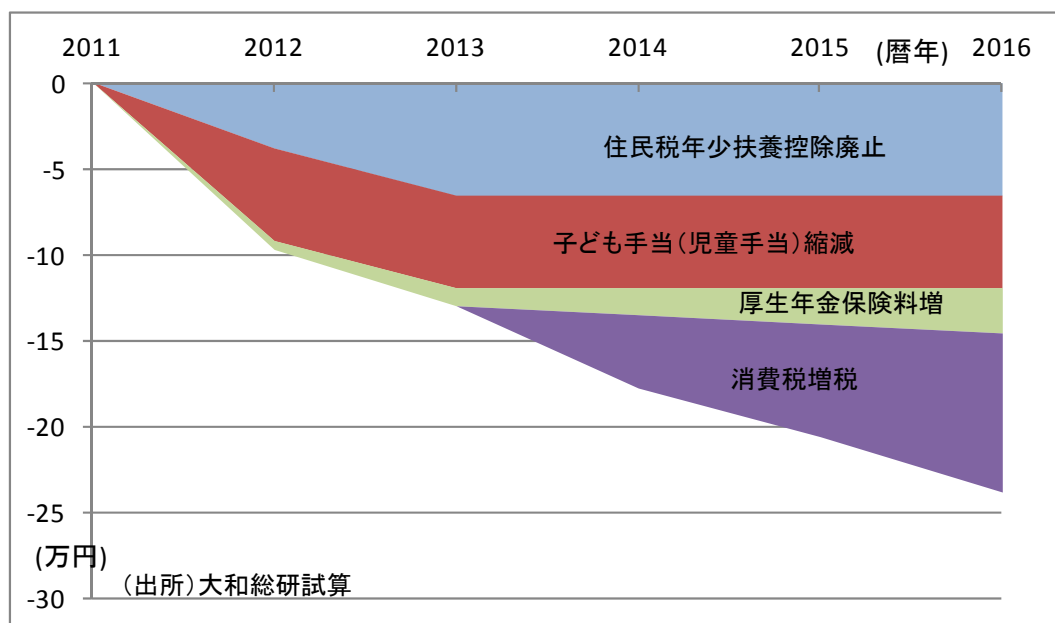
図表 1-B 年収 500 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の減少要因のうち主なもの



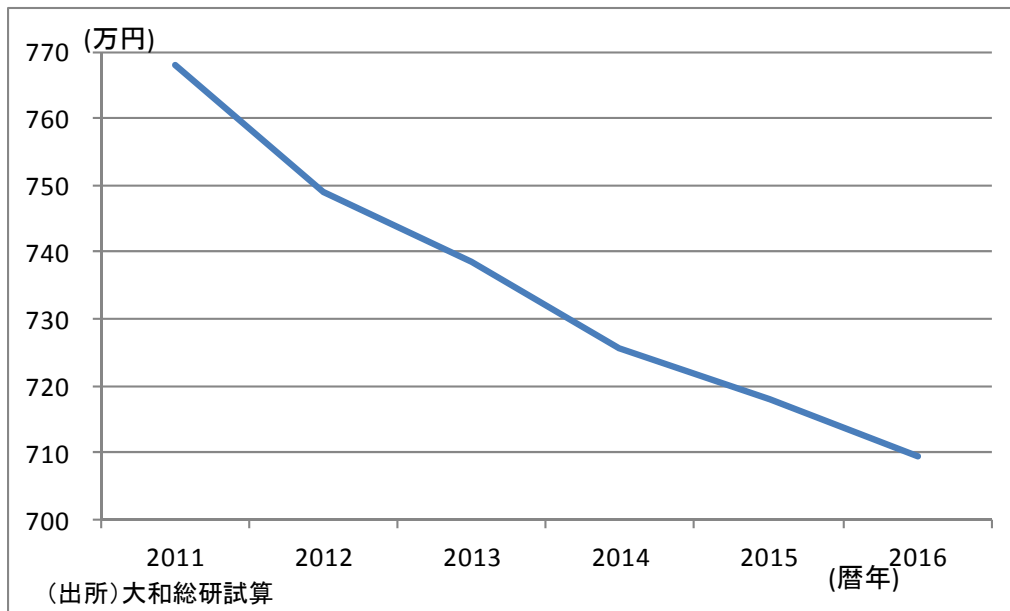
図表 2-A 年収 300 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の試算



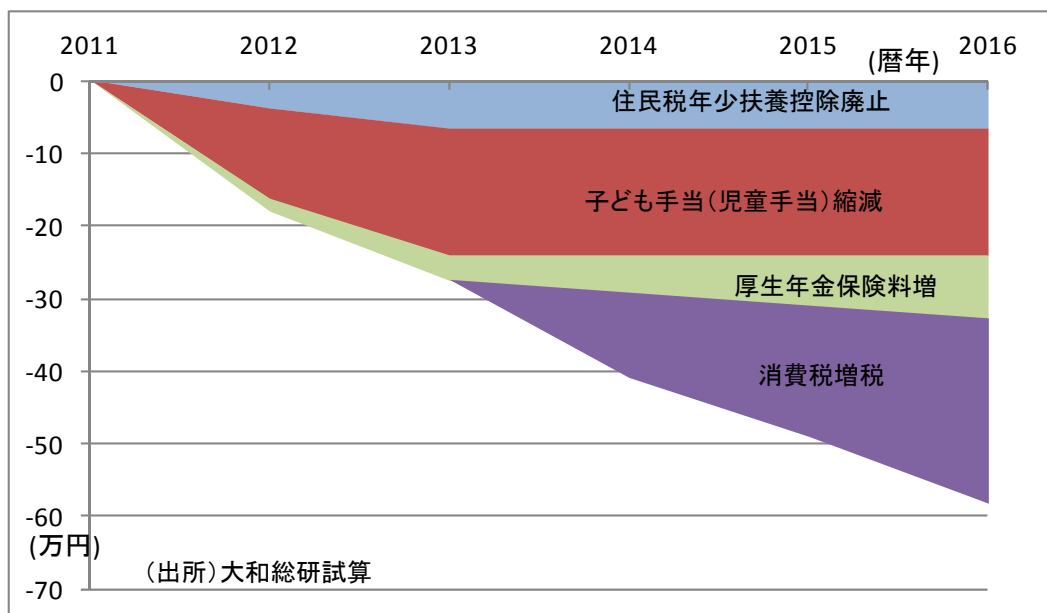
図表 2-B 年収 300 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の減少要因のうち主なもの



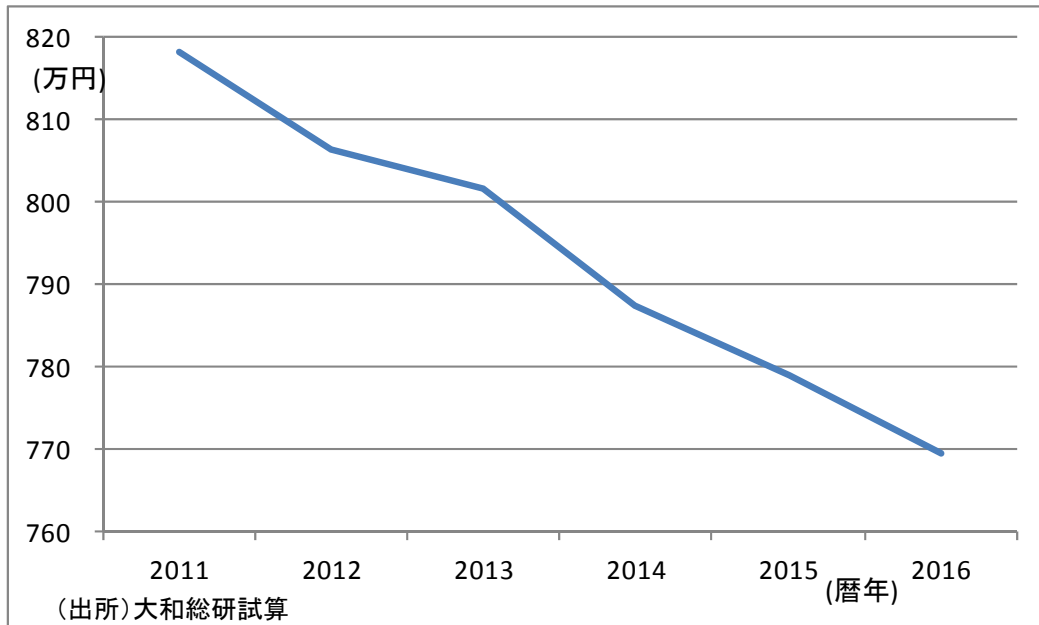
図表 3-A 年収 1,000 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の試算



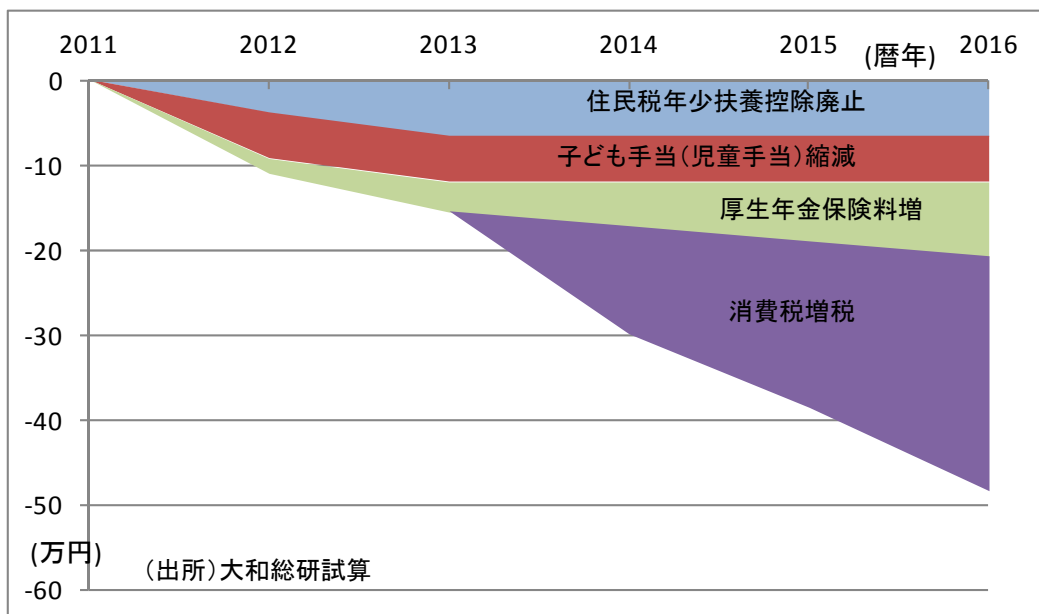
図表 3-B 年収 1,000 万円・片働き 4 人世帯の実質可処分所得の減少要因のうち主なもの



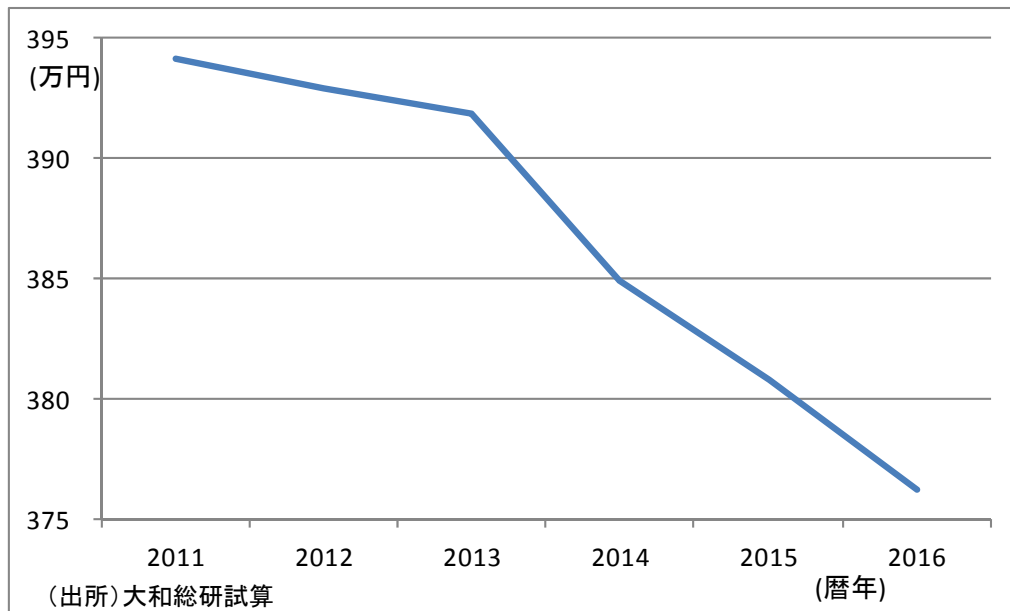
図表 4-A 年収 1,000 万円・共働き 4 人世帯の実質可処分所得の試算



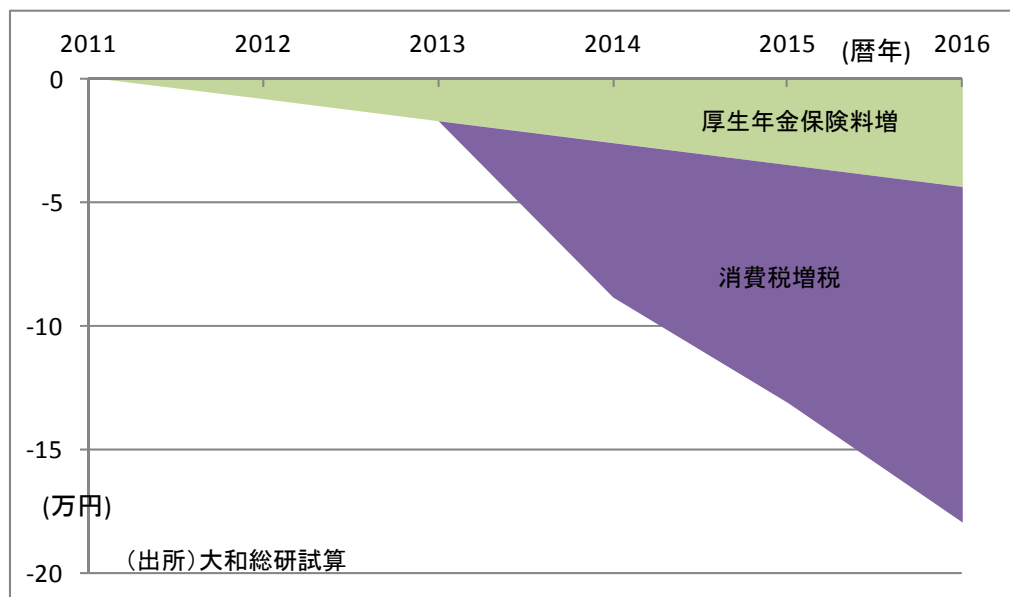
図表 4-B 年収 1,000 万円・共働き 4 人世帯の実質可処分所得の減少要因のうち主なもの



図表 5-A 年収 500 万円・単身世帯の実質可処分所得の試算

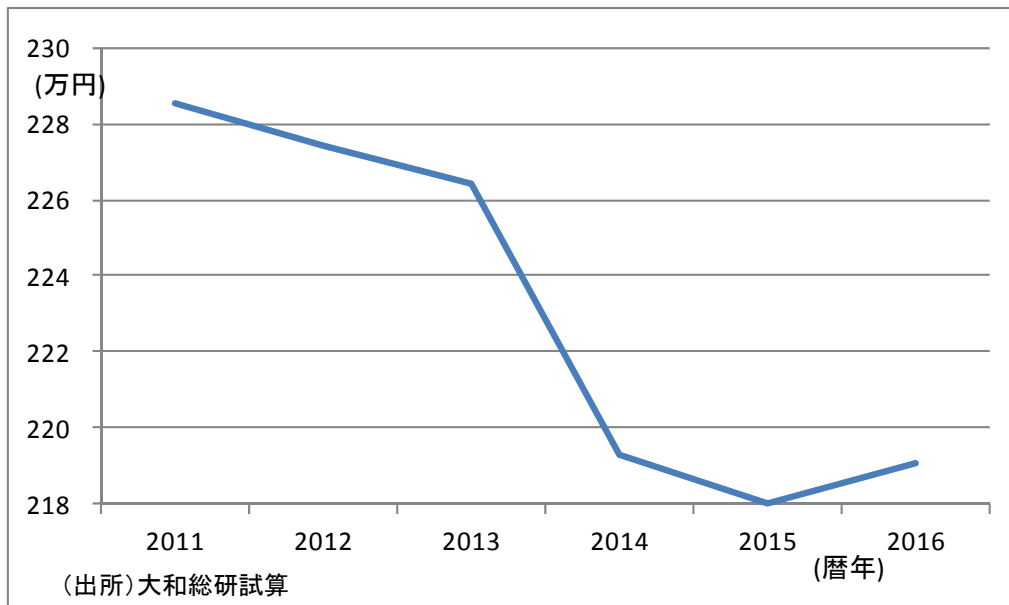


図表 5-B 年収 500 万円・単身世帯の実質可処分所得の減少要因のうち主なもの

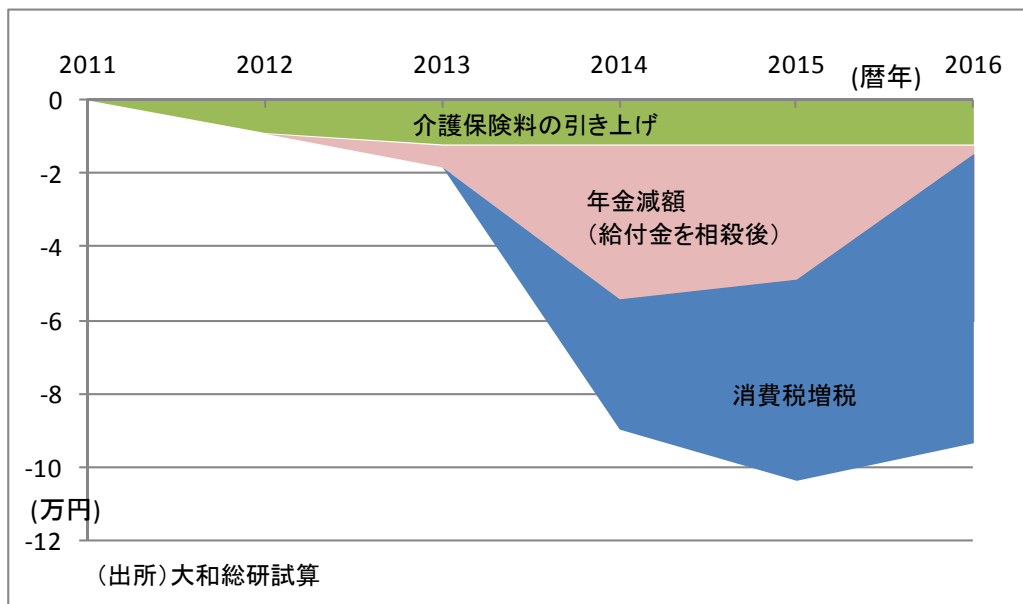




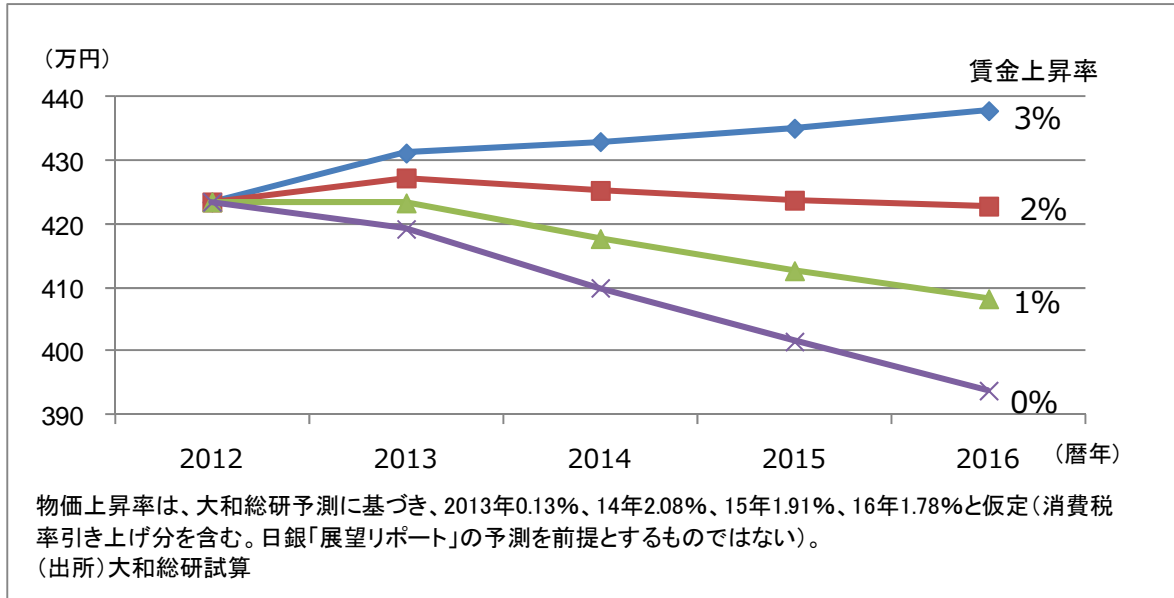
図表 6-A 年収 240 万円・年金夫婦世帯の実質可処分所得の試算



図表 6-B 年収 240 万円・年金夫婦世帯の実質可処分所得の減少要因のうち主なもの



図表7 年収500万円・片働き4人世帯の実質可処分所得の試算（物価・賃金変動を考慮）



## ◇レポート要約集

### 【1日】

#### 消費税増税等の家計への影響試算 ～2011年から2016年までの家計の実質可処分所得の推移を試算～

消費税率の引き上げ等の税・社会保障の制度改革を踏まえ、世帯構成ごとに、2011年から2016年までの家計の姿をシミュレーションした。

消費税率の引き上げはどの世帯も一定率の負担増となるが、世帯構成によって2011年から2013年にかけての負担増の内容は異なる。このため、これまでと比べ、負担増のペースが急になる世帯と負担増のペースが緩やかになる世帯とがある。

年収240万円の年金夫婦世帯においては、負担増の実施時期が2014年に集中している。

現役世帯においては、およそ年率3%以上の賃上げが実現すれば物価上昇や税・社会保障の負担増があっても実質可処分所得を増加させることができ、デフレ脱却とともに家計が豊かになり経済成長を実感できるようになるものと考えられる。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130801\\_007494.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130801_007494.html)

### 【5日】

#### 日本取引所・日経、新指数骨子公表 ～秋に算出要領公表、年内算出開始～

2013年7月30日、JPXグループ（日本取引所グループ及び東京証券取引所）と日本経済新聞社（以下「日経」）は、共同で開発している新たな株価指数の骨子を公表した。

新指数は、ROE等の企業業績指標と市場流動性指標を軸とした定量的指標と、定性的要素（ディスクロージャーに関する事項など-サステナビリティ、IFRS、コーポレート・ガバナンスなどを含む-）を加味して選定する。

2013年秋には、算出要領を公表し、2013年末までに配信を開始する予定である。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20130805\\_007512.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20130805_007512.html)

### 【7日】

#### 法律・制度 Monthly Review 2013.7 ～法律・制度の新しい動き～

2013年7月の法律・制度に関する主な出来事と、7月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

7月は、バーゼル委員会が「グローバルなシステム上重要な銀行：更新された評価手法及びより高い損失吸収力」（3日）および「流動性カバレッジ比率の開示基準」（19日）を公表したこと、大証の現物市場が東証に統合されたこと（16日）、JPXグループ（日本取引所グループ・東京証券取引所）・日本経済新聞社が、「共同開発中の新指数に係る骨子について」を公表したこと（30日）などが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20130807\\_007518.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20130807_007518.html)

**【8日】****純粋持株会社等におけるインサイダー軽微基準の見直し案**

2013年6月27日、金融庁は、昨年（2012年）の金融商品取引法改正に関する一連の政令・内閣府令の改正案を公表した。この中に、純粋持株会社等におけるインサイダー取引規制上の軽微基準の見直し案が含まれている。

具体的には、上場会社が、純粋持株会社等（有価証券報告書において関係会社に対する売上高（製品・商品売上高を除く）が売上高の80%以上であるもの）に該当する場合は、インサイダー取引規制上の一定の重要事実の軽微基準を、単体ベースではなく、連結ベースで判断することとしている。

金融庁は、2013年9月上旬からの施行（施行日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書から適用）を予定している。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20130808\\_007529.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20130808_007529.html)

**【20日】****価格指定、容認？****～独占禁止法と「消費インテリジェンスに関する懇談会報告書」～**

ここ数ヶ月、独占禁止法を見直し、メーカーの価格指定を容認するという議論があると報道されている。

独占禁止法の再販売価格拘束に関する規制なども見直しについての議論である。

これは、経済産業省が2013年6月に公表した「消費インテリジェンスに関する懇談会報告書」が発端となっているようである。

もっとも、政府内で見直しの方向が決まったというわけではなさそうである。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20130820\\_007580.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20130820_007580.html)

**【21日】****公開買付け等事実の公表措置の見直し案****～インサイダー取引規制の見直しに関連して～**

2013年6月27日、金融庁は、昨年（2012年）の金融商品取引法改正に関する一連の政令・内閣府令の改正案を公表した。この中に、インサイダー取引規制上の公開買付け等事実に関する公表措置の見直し案が含まれている。

具体的には、①公開買付者等が上場会社である場合に、自ら取引所に通知してTDnetで開示した場合、②公開買付者等が上場会社でない場合に、被買付企業（上場会社）などに取引所への通知を依頼し、その被買付企業が要請に基づいて取引所に通知してTDnetで開示した場合に、インサイダー取引規制上の公開買付け等事実に関する公表措置があったものとしている。

金融庁は、2013年9月上旬からの施行を予定している。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20130821\\_007588.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20130821_007588.html)

## 【21日】

### 利付債の経過利子の計算方法の改正

#### ～利払日が平成28年1月1日以後となる経過利子から順次改正～

平成25年度税制改正により、平成28年1月1日以後、公社債税制が抜本改正される。個人においては、平成28年1月1日以後、公社債の譲渡損益が申告分離課税の対象となる。法人においては、平成28年1月1日以後の利払いから、源泉徴収不適用や所得税額控除の規定が改正される。

これに伴い、利付債の譲渡の際に受け渡しする経過利子の計算方法の慣行が改正される。

現在は、経過利子の受け渡しの際、課税玉の売買の際には、経過利子から源泉税相当額（税率20.315%分）を控除して受け渡しされる一方、非課税玉の売買の際には、経過利子の全額を受け渡ししている。

改正後は、すべて現在の非課税玉の売買と同様に、源泉税相当額の控除を行わずに、経過利子の全額を受け渡しするようになる。

この取引慣行の改正は、利払日が平成28年1月1日以後となる経過利子から適用される（平成28年1月1日以後の譲渡から、ではない）。このため、特に平成27年中の利付債の譲渡については、経過利子の受け渡しの際、源泉税相当額の控除を行う銘柄と、行わない銘柄が混在する点に注意が必要である。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130821\\_007583.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20130821_007583.html)

## 【23日】

### バーゼル委、レバレッジ比率の厳格化へ

#### ～【市中協議文書】レポ市場の流動性に重大な悪影響か？～

2013年6月26日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、市中協議文書「改訂されたバーゼルⅢレバレッジ比率の枠組みと開示要件」を公表している（コメント提出期限は2013年9月20日）。

市中協議文書は、バーゼルⅢの枠組みに従う銀行が、レバレッジ比率を計算するための特定の定式と、開示要件を定めている。

市中協議文書は、原案となるバーゼルⅢテキスト（2010年12月公表）の提案の大枠を維持しながら、エクスポージャー額（分母）の計測方法について、いくつかの変更を提案している。中でも金融業界の関心を惹きつけているのが、レポ取引等の証券金融取引（SFT）の取扱いに関する変更の提案である。

SFTのエクスポージャーを会計上のエクスポージャーによる（バーゼルⅡネットティング可）こととしていたバーゼルⅢテキストとは異なり、市中協議文書ではSFTの想定元本（グロスのSFT資産。会計上のネットティングは考慮しない）とカウンターパーティ・エクスポージャー（貸出資産と借入資産の評価差額）の双方を勘案することが提案されている。

報道によると、このような変更案が実現した場合、日米欧の大手行は、レポ取引による借入に対し、合わせて少なくとも1800億ドル相当の資本を上乗せする必要があるという。こうした影響を回避すべく、銀行がレポ取引によるエクスポージャーの圧縮（デレバレッジ）を模索するであろうことは想像に難くない。それが実際に行われた場合、国債をはじめとするレポ取引の裏付資産（担保）の流動性にも悪影響をもたらすだろう。

市中協議文書では、2013年1月から2017年1月までの試行期間において3%の比率をテスト、その試行期間の結果を踏まえて2018年1月から「第1の柱」の下での取扱いに移行することを視野に2017年前半に最終調整をするという実施スケジュールが提案されている（各行によるレバレッジ比率及びその構成要素の開示は2015年1月から）。

[http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130823\\_007596.html](http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20130823_007596.html)

## ◇8月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
消費税率引上げ等を考慮した家計の実質可処分所得の予測について掲載 朝日新聞（8月13日付朝刊2面） 毎日新聞（8月13日付朝刊4面） 産経新聞（8月27日付11面） 東京新聞（8月6日付朝刊3面） 日経ヴェリタス（8月25日付55面） フジサンケイビジネスアイ（8月27日付8面） 時事通信社 401kweb（8月6日付配信記事） ロイター通信（8月7日付配信記事） TBS「みのもんたの朝ズバッ！」（8月7日放送）		是枝 俊悟
日経電子版 （8月16日付配信記事）	マネー著者 行間を語る	是枝 俊悟
月刊資本市場 （8月号）	金融業界の破綻処理法制の整備： 証券・保険にも公的資金注入が可能に	鈴木 利光
Financial Adviser （9月号）	FPのための会計・税務 ZOOM UP! Vol.30 日本版 IFRS とは	鳥毛 拓馬
企業実務 （9月号）	「社会保障・税番号制度」で 何がどう変わるのか	鳥毛 拓馬

## ◇8月の大和総研ウェブサイトコラム

日付	タイトル	執筆者
8月7日	バーゼルⅢの「レバレッジ比率」について考える <a href="http://www.dir.co.jp/library/column/20130807_007514.html">http://www.dir.co.jp/library/column/20130807_007514.html</a>	鈴木 利光
8月15日	日本再興戦略の税制措置に関する“大胆な”提案 <a href="http://www.dir.co.jp/library/column/20130815_007555.html">http://www.dir.co.jp/library/column/20130815_007555.html</a>	吉井 一洋